

介護保険料について (平成 27 年度～平成 29 年度)

介護保険事業計画の見直しにより 65 歳以上の方の介護保険料が新しくなりました。

介護保険料の算出方法

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間に必要な介護保険の総費用から算出されます。

$$\begin{array}{c}
 \text{五戸町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65 歳以上の方の負担分「22 \%」} \div \text{五戸町に住む 65 歳以上の方} \\
 = \text{基準月額 6,000 円} \text{ となりました。}
 \end{array}$$

この基準額をもとに所得によって以下のとおりとなります。

段階別	区 分		乗率	保険料月額 (年 額)
第 1 段階	生活保護の受給者の方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方及び世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方		基準額 × 0.45	2,700 円 (32,400 円)
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	4,500 円 (54,000 円)
第 3 段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.75	4,500 円 (54,000 円)
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	5,400 円 (64,800 円)
第 5 段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	6,000 円 (72,000 円)
第 6 段階	本人が住民税課税で	前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額 × 1.10	6,600 円 (79,200 円)
第 7 段階		前年の合計所得金額が 125 万円以上 150 万円未満の方	基準額 × 1.20	7,200 円 (86,400 円)
第 8 段階		前年の合計所得金額が 150 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.30	7,800 円 (93,600 円)
第 9 段階		前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 × 1.50	9,000 円 (108,000 円)
第 10 段階		前年の合計所得金額が 290 万円以上の方	基準額 × 1.70	10,200 円 (122,400 円)

老齢福祉年金

明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた方、または大正 5 年 4 月 1 日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金。

合計所得金額

実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた額。

問役場福祉保健課介護保険班 ☎62-7956(直通)